

**要支援・要介護認定を受けている方全員に「介護保険 負担割合証」を送付します**

この7月中に、介護保険の要支援または要介護認定を受けた方全員に、町から「負担割合証」をお送りします。「負担割合証」とは、介護保険サービスを利用する際にかかる費用の自己負担の割合について、ご自分の負担割合が確認できるものです。

この「負担割合証」を受け取った際には、水色の「介護保険被保険者証」と一緒に大切に保管し、介護サービスを利用する際には必ずサービス事業者に提示してください。

○一定以上の所得がある方は、介護保険の自己負担が2割になります。

平成27年8月の改正から、一定以上の所得のある方は2割負担の対象になりました。

○現役並みの所得がある方は、介護保険の自己負担が

3割になります。

平成30年8月の改正から、現役並みの所得のある方は3割負担の対象になりました。

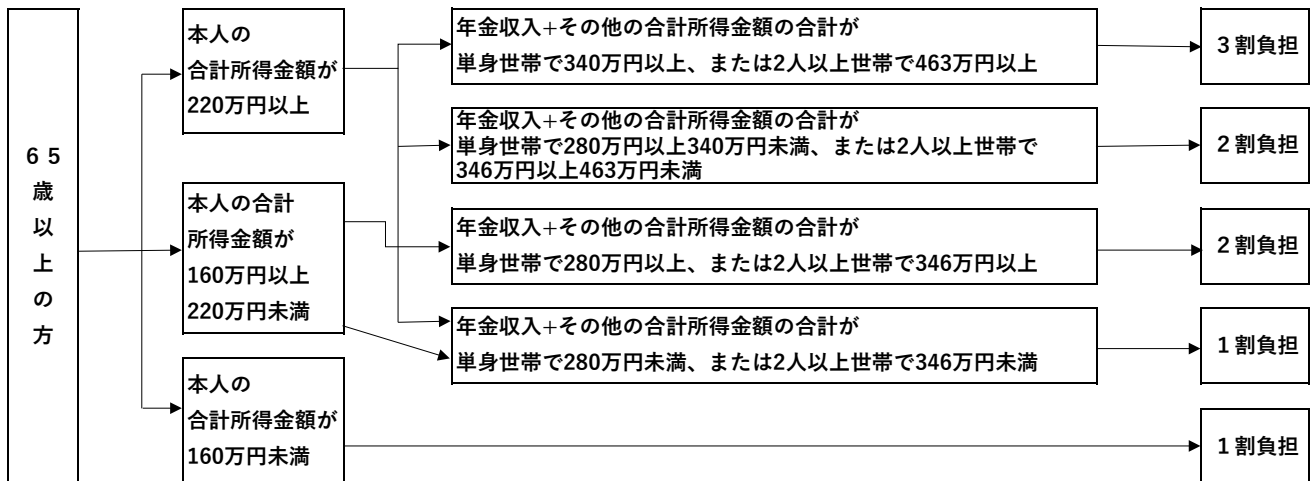
\* 2割負担、3割負担となる方については、【下表】をご覧ください。

\* 負担割合の判定の基準となるのは、1月から7月の介護サービス利用分は前々年1年間の所得、8月から12月の利用分は前年1年間の所得です。

\* 2割負担から3割負担となる方についても、1か月の自己負担額が一定額以上になった場合を超えた額を払い戻す「高額介護サービス費」の制度があるため、必ずしも自己負担額が1.5倍になるわけではありません。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83 - 2777

**利用者負担の判定の流れ**



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護を受給の方は上記にかかわらず1割負担

**簡単！やさしいお食事づくり講習会（障害者自立生活サポート事業）**

障害がある方も気楽に参加できるやさしい講習会です。参加者一人ひとりがご自身のできることを見つけ、助け合いながら、身体に優しい食事を作り、楽しく食べる講習会です。みなさんのお申し込みをお待ちしております。

【日時・会場】 7月25日（土）午前9時30分～午後2時・保健福祉センター栄養指導室

【対象者】 身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・愛の手帳などをお持ちの方もしくは同等の障害があると判断される方で、保健福祉センターにいらっしゃることが出来る方

\* 初めてお申し込みをされる方は、担当保健師にお身体の状況をお聞かせください。

※申し込み、問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83 - 2777